

中野市 雇用対策協定

中野市と厚生労働省長野労働局(以下、「長野労働局」という。)は、中野市における地域活性化や雇用失業情勢の改善に連携して取り組むため、次のとおり「中野市雇用対策協定(以下、「協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中野市と長野労働局は、相互の連携及び協力により、雇用施策を効率的かつ効果的に実施していくため、それぞれの強みを発揮して、地域経済の活性化と市民の生活環境の向上を目指し、企業の人材確保や市民に対する就職支援等を積極的に図るため、中野市の特性を活かした雇用対策に一体的に取り組むことを目的とする。

(事業内容等)

第2条 中野市及び長野労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、中野市及び長野労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

(要請等)

第3条 中野市長及び長野労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 中野市長及び長野労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組について、中野市及び長野労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項があるときは、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、中野市及び長野労働局は、協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、令和7年4月1日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、中野市長及び長野労働局長が署名の上、各自その1通を保有する。

(協定締結当事者)

令和7年3月14日

中　野　市　長

湯本 隆英

長　野　労　働　局　長

三浦 桂一郎